

令和3年第22回教育委員会定例会

開会年月日 令和3年11月19日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委員 中 田 尚 代
同 委員 坂 口 節 子
同 委員 高 柳 誠
同 委員 仲 山 英 之

議 題

1 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

2 報告

(1) 教育長報告

- ① 令和4年度入学中学校選択制度の選択希望状況および公開抽選について
- ② 令和2年度練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について
- ③ 令和2年度適応指導教室等利用状況および教育相談室の不登校等相談件数について
- ④ 不登校に関する実態調査の実施について
- ⑤ 令和3年第四回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について
- ⑥ 「練馬こども園」の認定について
- ⑦ 高野台保育園の民営化時期の前倒しについて
- ⑧ その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時33分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	枝 村 聡
同 学務課長	杉 山 賢 司
同 学校施設課長	牧 山 正 和
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	谷 口 雄 麿

同	副参事	山	本	浩	司
同	学校教育支援センター所長	小	野	弥	生
同	光が丘図書館長	清	水	優	子
こども家庭部長		小	暮	文	夫
こども家庭部子育て支援課長		山	根	由	美子
同	こども施策企画課長	柳	下		栄
同	保育課長	清	水	輝	一
同	保育計画調整課長	吉	川	圭	一
同	青少年課長	石	原	清	年
同	練馬子ども家庭支援センター所長	橋	本	健	太

教育長

ただいまから令和3年第22回教育委員会定例会を開催する。
それでは、案件に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、協議2件、教育長報告8件である。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

初めに、協議案件である。継続審査中の協議案件については、本日のところ継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 教育長報告

- ① 令和4年度入学中学校選択制度の選択希望状況および公開抽選について
- ② 令和2年度練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について
- ③ 令和2年度適応指導教室等利用状況および教育相談室の不登校等相談件数について
- ④ 不登校に関する実態調査の実施について
- ⑤ 令和3年第四回練馬区議会定例会への子ども家庭部関連議案の提出依頼について
- ⑥ 「練馬こども園」の認定について
- ⑦ 高野台保育園の民営化時期の前倒しについて
- ⑧ その他

教育長

次に、教育長報告である。本日は8件ご報告がある。
それでは、報告①番について説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとうございます。この制度について知るのが初めての方もいらっしゃると思うので、若干補足をさせていただく。

中学校の就学に当たっては、かつては、例えば、標準服が格好いい、部活動がある、この友達が行くから、行かないからなどの理由は、いわゆる越境入学、指定校変更を行

う理由にはならなかった。その後、平成15年3月に学識経験者と保護者代表から成る、21世紀の練馬の教育を考える懇談会という、教育委員会が諮問する機関をつくり、それからは平成15年3月の提言に基づいて、実施をしている。

実際には、平成17年4月に入学する中学生から中学校選択制度を始めている。

なお、小学校については、やはり通学距離の問題もあるし、通学の登下校途上の安全性もあることから、行っていない。

また一方で、先ほどの指定校変更の話についてだが、古来、中学校については、何丁目何番地のお子さんはその地域の中学校に行くこととなっていた。小学校は今でもそうだが、そのように行政が決めていたものを、子供と保護者が相談して自分の行きたい中学校が選べるということで始まっているものである。

この間、様々なルール変更をして現在に至っている。全員の希望がかなえられればいいが、どうしても定員の枠などがあるので、記載のような形になっている。そういった趣旨でやらせていただいているので、補足させていただく。

それでは、何かご質問、ご意見等があればお願いをする。

仲山委員

よろしいか。

教育長

仲山委員どうぞ。

仲山委員

資料1に記載のある抽選順とは、どういうことだろうか。

学務課長

抽選をするに当たって、抽選する場所が練馬区役所本庁舎であるため、抽選を見に来られる保護者の方も一定数いらっしゃる。そのことから距離的な問題で、比較的近い練馬地域から順番に、2日に分けて行っている。

以上である。

教育長

志望する学校順に集めて、公開抽選で、いわゆる福引のようなかたちでやるが、一度に集まっても、待ち時間が発生してしまう。そのため、ただいま学務課長が申し上げたように、時間差でお招きをしている。

仲山委員

開進第三中学校は、通学区域外からの受入可能人数が40人に対して、通学区域外からの希望者が48人だが、抽選はしないのか。

学務課長

受入れ可能人数40人ということであるが、小学校から中学校に行くに当たって、例年、約2割の方が私立、国立、都立、そうした区立以外の中学に入学されるという状況もあるので、40人の受入れ可能人数のところについては、50人の当選をするというような形になっている。そのため、50人以下のところについては抽選をせずに、全員の希望を受け入れるという対応をとらせていただいている。

以上である。

教育長

よろしいか。

仲山委員

はい。

教育長

中田委員どうぞ。

中田委員

この通学区域外からの希望の1,093人というのは、新中学生の何割に当たるのか。

学務課長

今回、学校選択制度の希望調書をお配りさせていただいた、10月現在の学齢簿に載っている6年生の数が5,787人であり、そのうちの1,093人ということであるので、約19%である。

以上である。

教育長

ほかにないか。よろしいか。

それでは、報告①番については終わらせていただく。

教育長

次に、報告②番および③番については関連する案件であるので、一括で説明させていただき、ご質疑についても一括でお受けしたいと思う。

それでは、説明をお願いします。

副参事

資料に基づき説明

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

ありがとうございます。報告②番と③番を一括してご説明申し上げた。ご質疑等あればお願いします。

高柳委員どうぞ。

高柳委員

まず1点目である。昨年度も質問させていただいたと思うが、資料2の2ページ(2) 暴力行為の詳細の発生件数で、比較的中学校のほうは、従来よりもだんだん減りつつあると思う。まだもちろん件数はあるが、その中で中学校のほうは対教師暴力のほうはかなり少なくなっている。これは非常に様々な努力の成果だと思う。

ただ、生徒間暴力などは高止まりしていると思う。小学校の方は暴力行為の発生件数が、令和2年度はいろいろな理由で減っているが、かなり高止まりしていると思う。特に対教師暴力が高止まりしているというのは、やはり様々な根本的な理由があると思う。また、その理由を明確にして対策をしていかなければならず、ちょっと看過できないような状況ではないかと思うが、それぞれ学校でどのような努力をされているのか、または教育委員会としてどのように考えているのか、担当のほうでどのように学校間と連携などを行っているのかということをまず教えていただければありがたい。

副参事

今、ご指摘のあった対教師暴力であるが、具体例を申し上げますと、教師が子供を注意したり、指導したり、止めたりしたときに、逆上してしまって興奮した状況で手を出してしまう、足を出してしまうというようなケースが多くある。つまり、気持ちの切替えをしにくく、感情をコントロールすることが難しい子供たちがそういった行為を働くというケースが特にある。

また、子供によっては、友達とうまくコミュニケーションが取れなかったりとか、言葉で思いを伝えることができなかつたりすることによるいら立ちであったり、家庭内で複雑な事情があり、落ち着いた生活を過ごすことができなかつたりなど、様々な児童自身の発達も要因であったりすることがある。

要因は一人一人異なっており、特定することはなかなか難しいところではあるが、学校の中で組織的にアセスメントをして、事実確認を踏まえて、自分の行動を落ち着かせて振り返らせたり、怒りやいら立ちの感情をコントロールする方法を指導したりして、保護者や関係機関等の連携などを行いながら指導に当たっていく、このように考えている。

教育長

よろしいか。

高柳委員

ありがとうございます。理由については、おそらくそういったことなのだろうと思っていた。おそらく昨年度も同じような質問をしたと思うが、対教師暴力について、中学校で減

っていて、小学校のほうで高止まりしているというのは、子供が我慢し切れなくなるといふケースも多いし、特別な支援が必要な場合もあると思うが、教師の対応の仕方など、そういうものにも様々な課題があるのではないかと思う。資料の数字で20件とか30件と出てくるが、私の感覚で言うと、こういった調査で1件でも2件でも出てくるというのは、非常に大きな問題だと認識している。本当に少しでも少なく、どの学校でもこういったことの発生はなくなってもらいたい。もちろん、どの学校でも努力はしていると思うが、やはり何か根本的なことを考えていかないといけないのではないかと考える。その辺はいかがだろうか。

副参事

高柳委員がおっしゃるとおり、根本的に解決するというところで、一人一人の子供の特性に応じた指導が必要なのではないかと考えている。

また、関係機関との連携というところで、より、その子にとって必要な機関というものを見極めながら、速やかにつなげていくということも大きな一つの支援になるのではないかと考えている。

以上である。

教育指導課長

今、高柳委員ご指摘のように、やはり、感情のコントロール、かんしゃくを起こして、つい手や足が出てしまうというお子さんが、特に低い学齢期のお子さんに多く今回見られた。これは例年そうではあるが、現在これらの対策としては、各学校では例えばソーシャルスキルトレーニングを授業に取り入れたり、教育委員会でご用意させていただいている人間関係形成力を高める授業プログラム、こういったものを入れることによって子供たちの自尊感情を高めることや、コミュニケーションの取り方、そのスキルを学ばせるということをやっている。

ただ、これが今十分かというところではなく、まだまだこういった数値が上がっている現状を捉えると、今後もどんどん広げて充実をさせていく必要があると考えている。

以上である。

教育長

よろしいか。

高柳委員

ありがとう。ソーシャルスキルトレーニング、それから自尊感情を高めること、それはやはり根幹に関わることだと思う。子供に要因があることもあるが、中学校ではこれだけ減ってきているのに、小学校のほうでかなり増えて高止まりしているというのは、子供と教師の関係、今、教育指導課長がおっしゃったように、やはりそのあたりの教師側のソーシャルスキルトレーニング、それから自尊感情の育成、こういうものに力を入れているが十分でないのだと思う。やはり学校に危機感を持たせて、大きな課題なのだということで、小学校の校長会とかそういうところにも働きかけてほしい。

根幹はやはり、子供と教師との関わりというか、教育の本質に関わることだと私は思う。だから、これは、1件でも2件でもあった場合、その根幹を、理由を本当に分析して、それに対応していかなければ、なかなか変わらないと思う。やはりこの辺を改善していかないと、いろいろな教育をしても、何か根幹のところでは教育の質というもの確保できなくなるのではないかと懸念しており、少々憂いている。ぜひ教育指導課長がおっしゃられたような方向で、学校現場と連携してご努力いただければありがたい。以上である。

教育長

ほかはないか。
仲山委員どうぞ。

仲山委員

不登校のことについてお伺いする。資料2の6ページの(1)不登校児童生徒数の推移の表を見ると、不登校の生徒数が年々増えているが、原因として考えられることは何か、情報をお持ちなら教えていただきたい。

副参事

近年、不登校が増えている傾向については、区、国、都で同じような増加率を示している。その要因としては、一つ大きく考えられるのが、不登校に対する社会の捉え方の変化というところが一つある。

平成28年に教育の機会確保法というものが公布された。また、令和元年10月、文部科学省が、不登校児童生徒への支援の在り方という通知文を出していて、その中で、不登校児童生徒に対しては、学校に登校するという結果のみを目標にするのではないといった文言がある。

また、その中で、不登校により学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在する一方、不登校の時期が休養や自分を見詰め直す等の、子供たちにとって積極的な意味を持つこともあるといったことを指摘している。

不登校という行為そのものだけを取って問題という捉え方をする考え方から、社会で不登校というものの見方が大きく変化しているというところは大きく考えられると思う。

それからもう1点は、昨年のコロナ禍の影響があり、生活のリズムの乱れによるものが今回特に増えていたが、休校や、感染不安などにより登校しなくても済むような状況がある中で、登校渋りがある傾向の子供たちが、不登校につながっていたということも要因として考えられる。

以上である。

仲山委員

今のお話に関連してなのだが、そうすると、放っておいても大きな問題にはならない不登校か、あるいはこれは問題のある不登校かということの数を調べてみる必要があるのではないかと思うが、いかがか。

副参事

問題が大きい不登校かそうでないかというところだが、いずれにしても、学校に来ていないという状況については、その子が何をもって学校に来られていないのか、学校に来る意思があるが来られないのか、もしくは、また別の理由があるか、そのことについて、教員が家庭や、それから生徒と相談しながら見極めていく必要があると思う。以上である。

教育指導課長

仲山委員からご質問いただいた点について、7ページをご覧ください。 (3) 不登校の要因ということで、表を見ていただくと、小学校、中学校において、「無気力、不安」という要因の数が、ほかに比べて非常に高い状況がある。先ほど出ている、自立的というのか、自主的な不登校というか、意思を持った不登校というようなものとは、少々相反している部分というものが多く見られる。この点については、教育委員会としては大変憂慮すべきことと捉えている。やはり学校が子供たちにとって魅力ある場所であるといったことがだんだん欠けてきている、減少してきているのだらうと思われる。

こういったことから、魅力ある学校は様々な捉え方や様々な方策があるかと思う。例えば、原点にあるのは、やはり分かる授業、分かりやすい授業を展開するとか、子供たち同士が関わることができて、そこで先ほどの自尊感情を育むことができるとか、所属感を感じることができるとか、あるいは自己実現ができるような部活動があるとか、そういった様々な要因を、改めて私ども教育委員会、そして学校が見直す必要があると考えている。繰り返しになるが、「無気力、不安」が大変多い傾向がここ数年続いているということは課題視していきたいと考えている。

以上である。

仲山委員

資料に不登校の要因というのが出ていたことに気づかず、申し訳なかった。

8ページに、指導の結果登校するようになった児童生徒の件数が書いてあるが、この指導の結果登校できるようになった事例について、今お話しいただいた7ページのいろいろな状況のうち、この状況のケースに関しては学校に復帰できるようになったというような、何か特別なことがあったら教えていただきたい。

副参事

令和2年度は、4月、5月と一斉休校という状況が続いて、6月に短縮したかたちで授業を開始したところがあるが、一斉休業の後に、それを一つのきっかけとして、これまで不登校だった子供が登校できるようになったということもあった。

また、1学期の間は登校することが全くできなかったが、登校できない間であっても、学校が家庭と子供と連絡を取り合い、一定の関わりを維持しながら指導することで、2学期から登校することができるようになった、または、毎日は登校できないが、別室で学校に来ることができるようになったなど、そういった事例が幾つかある。

仲山委員

ありがとう。

教育長

私からもお伺いしたいが、年度内に30日以上休んだお子さんが不登校と定義がされているわけだが、学校が、30日を、例えば病気で休んでいる時のように待っているわけではなくて、1日休んで数日休んで1週間休んだりしたときに様々なアプローチの仕方もやっておられると思うので、それをお伺いしたい。また、虐待という観点に立つと、1日でも危ないという専門家の方のご意見もある。そういった意味では、手をこまねいているわけではないと思うが、お休みを始めた頃から、いわゆる不登校に至るまでの学校のアプローチについて教えていただけないか。

副参事

まず、欠席の理由が風邪や体の不調であるといった場合であっても、もし休みが2日続いたとすれば、担任はその子に何か心のケアが必要なのではないかなど、必ず電話連絡などをしてその状況を確認したり、学校の様子を伝えたりしながら、登校しやすい状況を続けていくということを必ず進めていく。

また、早期の段階で、その子に関する専科の教員や養護教諭など、周りに関わる教員同士で情報共有をして、その子に必要な支援などを整理して対応していくといったことも進めている。

以上である。

教育長

ありがとう。

ほかはないか。坂口委員どうぞ。

坂口委員

暴力などについては、高柳委員も対教師暴力があったことは非常に問題であるとおっしゃったが、年度ごとに全体では減っている。それは国も都も同じとおっしゃったが、4月、5月には学校にも行けない、学校は密になって遊んではいけない、ボール遊びも触るからいけないなど、子供自身を萎縮させた形の学校教育の中だったので、他人とぶつかるような経験も逆に少なくて、これが減ったことにあまり単純に喜べない部分もある。不登校の話については、これはとても大事なことで、確かに自宅学習で十分という人は本当にまれにいらっしゃるが、そうではなくて、無気力で家族もあまり関心がなくて、うちの中で過ごす子供たちが年々増えていることはずっと大きな問題だと思う。

まず家族は、非常に問題意識を持った家族であれば、おそらく学校に相談したり、資料3の1ページに相談件数が記載されているが、学校教育支援センターへ相談に行く。相談件数の多さは、おそらく家族の意識が高いのだろうと思うし、中学生が断然多い。そういった形で相談し、資料2の8ページの(4)の指導によって登校できるようにな

った児童生徒がいるということである。この指導というのは、対面指導なのか文書なのか、あるいはネットで顔を見ながら話をするのか、この辺を知りたい。私は、26%の中学生は登校できるようになったことについては、非常に、教育指導課長などがおっしゃった先生方の努力、それから学校教育支援センターの努力ではないかというふうに見た。やはり対面で指導を受けたほうが子供たちの気持ちも発揮できるし、それはどのような指導なのか、その中身も分かったら教えてほしい。

それから、関わる方たちは、まずは学校のクラスの担任の先生だろうが、学校教育支援センターにも、スクールソーシャルワーカーなど様々な方がいらっしゃる。そういう機能をきちんと生かせば、もう少し関係者が集まってお話が必要とおっしゃっていたが、おそらくそういう会議も可能だと思う。そういう方を巻き込むのは非常に時間的な問題もあると思うが、不登校について、大きな教育の中の本当に大きな問題であるという認識を持つことの大切さ、問題意識を持っていただきたいと非常に思う。そのための時間を割くということも必要であり、将来のための大きな教育が中途半端になったまま、中学3年で送り出すことの怖さや、そういうことについての問題意識は皆で持っていきたいと思った。

この数字を眺めながら、特に資料2の7ページの不登校の要因では、親子の関わり方や、無気力、不安の数字の多さがある。この無気力、不安については、いい仲間も必要だろうし、それから信頼する大人があるべきだろうし、どうしたらいいのかと思う。私も具体的にこれをしたらというアイデアはないが、大きな問題として捉えてほしいとお願いしたい。まとまらないがよろしく願います。

副参事

今、坂口委員がおっしゃったように、不登校の要因が色々あって、その要因をどのようにして取り除いていくかというのが不登校の解決の道であるが、無気力、不安や生活リズムの乱れは、なかなかすぐに取り除くことができないという状況もあるので、そこは学校、それから関係機関と、家庭や子供たちとの長い関わりの中で少しずつ改善していく必要があると思う。

先ほど、不登校の解消率が今年上がったということのご評価をいただいたが、教員の不登校に対する意識というのも大変高くなっている。例えば学習の保障という面で行くと、別室登校や放課後登校などで学習支援を行ったり、また、プリントなどを配布したり、令和3年度はICTも導入されたため、それを活用したオンラインでの面談の実施、課題の送付など、そういった様々な支援の方法が今できるようになっている。

そういった継続的で細やかな支援を継続的に進めていくことで、不登校の解消率というものも少しずつ上がってきていると考えている。

学校教育支援センター所長

不登校のお子さんへの指導の内容だが、小学生と中学生で、実は不登校の要因というか、子供たちが抱えている悩みが若干違っている。小学生の場合は、やはり人間関係、友達の関係がうまくいかないとか、そういった中で自分の失敗が心の負担になって不登校になるケース、また、ご家庭の環境が整わずに、子供を送り出す力が弱いために不登

校になってしまうケースがある。適応指導教室のフリーマインドでは、お子さんたちに学習の支援はもちろんするが、人間関係のつくり方みたいなところを、ゲームのようなものを通じてお互いにやり取りするソーシャルスキルトレーニングを行ったり、しっかり朝に起きて学校へ行けるために、通室が安定するように、そういうところの支援を中心にしている。

中学生は、学習のほうに力点が置かれて、お子さんたちは、自分の学習のつまずき、勉強ができなくなってしまっていて行きづらくなる、そういうことを訴えるお子さんが非常に多い。

また、人間関係についてもやはりつまずきがあるということだが、まずは、中学生は学習に力点を置いて支援をしている。そのため、授業についても、時間割を持って1日4コマ学習するし、それ以外にも人間関係の補填というところで、ソーシャルスキルトレーニングのようなものを、触れ合いの時間を持ちながら支援を行っている。そうした中で少しずつ学校へ戻る、そんな支援を続けている。

特に昨年については、フリーマインドは、夏休み明け、8割方のお子さんが学校へ通い始めた様子があった。要因としては、先ほど副参事がご説明した、段階を追っての分散登校や、短時間授業があったこと、それから臨時休業中、お子さんたちが一斉に学校へ行けなかったといった状況が、学校へ行けなかった不登校のお子さんたちとも横並びになったところがあり、そういったところから一歩踏み出すことができる子供たちが多かったように感じる。逆に、コロナ禍の不安もあったり、そこから対人不安の強まりなどがあって通えなくなったお子さんも多く出てきて、結果的に不登校のお子さんは年度末には増えてしまった、そのような状況である。

以上である。

教育長

よろしいか。

坂口委員

状況がよく分かった。ありがとう。

教育長

ほかにないか。

高柳委員どうぞ。

高柳委員

今、各委員の質問にあったことに少々関連するが、資料2の8ページ、指導の結果登校するようになった児童生徒ということで、登校できるようになった児童生徒数が、元年度と比べて、中学校は令和2年度に4倍近く増えている。これは指導の結果、登校できるようになったわけだから、大変好ましい成果だと思うが、今、各課長からお話があったようなことも含めて、どんな方策や理由が効果的であったのか。例えば資料3に、フリーマインドやトライの実績が出ているが、スクールソーシャルワーカーの利用状況

も増えてきているということの関連も含めて、これだけ多くなったのはどんな理由があるのか、大変いい成果だと思うので教えていただければありがたい。それが1点である。

2点目は、資料2の7ページ、不登校の要因のところだが、小学校、中学校とも、教職員との関連をめぐるのは、そんなには人数がない。先ほど小学校の対教師暴力の関連も含めて、少々この辺は分析する必要があるのかと思う。それから、いじめを除く友人関係をめぐるということでも、中学校になるとちょっと多くなるが、小学校のほうは比較的少ない。

こういったことを考えると、今、従来型の民間でやっているフリースクールもあるが、最近不登校の対策で、校内フリースクールということで、別の場所には行きにくい、校内で来やすい子に対して、多少予算はかかるが、場所的には空き教室利用し、担当の職員を置いて実施し、成果を上げているということも報告を聞いている。

フリーマインドやトライは、なかなか在籍校には行きにくく、先生や友達には伝えたくない子供は、別のところがあったら学習やいろいろな社会的な活動ができるが、不登校の理由で、小学校の場合には教職員との関係をめぐるのは少なく、友人関係をめぐらる問題も少ない。中学になると友人関係をめぐらるもののほうが多くなるが、教員との問題はそこまで多くない。練馬区は学校が多くあるためなかなか難しいかもしれないが、校内のフリースクールみたいなことを、なかなか急には無理だと思うので、検討していてもいい時期なのかと私は思うが、その辺はいかがか。不登校の解消について効果があった理由と、校内フリースクールというものについて検討すべきか、話題にするのかどうか教えていただきたい。

副参事

まず、指導の結果、登校できるようになった児童生徒だが、スクールソーシャルワーカーが家庭に入り、子供との接点を持って、それをきっかけに登校に結びついた例や、適応指導教室に通う中で、週に何回か学校に通うことができるようになった子供もいる。それから、先ほども少し申し上げたが、指導の結果、つまり子供と学校との関係を閉じさせない、ずっと継続してやってきたといったことが結果的に学校に登校できるようになったといったケースが幾つかあった。

それからもう一つのご質問の、校内でのフリースクールというお話があった。私も、ある意味、別室登校というのが一つそれに関連するものと思っている。教室に入ることはできないが学校にまでは来ることができる。つまり、学校の中の空き教室にいて何か課題を解いたりとか、先生と話をしたりとか、カウンセリングをしたりということではできるといえるものである。そういった別室登校という形態で学校に来ている子供たちも一定数いる。8割程度の学校ではそういった対応を実際にやっている状況がある。

また、学校によっては、別室登校のスタイル、進め方をもっと機能的にやっというところもある。別室登校の担当の教員を1人決めて、例えば週に1回、この時間からこの時間は自由にきていいというような学校の中でのルールを設けて、子供たちにとっても、別室なら行けるという子供が、行きやすいような環境をつくって指導しているという状況もあり、それは一つの大きな効果を生んでいるところである。

以上である。

教育指導課長

私からもお答えさせていただく。

先ほどから出ているこの不登校の要因等々も含めて少々お話をさせていただくと、やはり不登校の要因は、よく言われるように1つだけではなくて、複雑化していたり多様化していることがあったり、あるいは時間の経過とともにその要因が変化しているということがある。例えば友人同士のトラブルが原因で不登校になって、それがきっかけで長期に休むようになった。そうすると、このトラブルは解消されてはいるが、今度は学業に対する不安感、学習についていけるだろうかという不安感から、さらに不登校がまた延びてしまうというようなことが多くある。

そのため、こういった時間軸も含めて要因を一つ一つ取り除いていくということが、やはり解決への最短というか、手だてを講じるためのポイントになってくるだろうと考えているし、学校もそのように捉えて指導をしている。その結果、解消率も上がっている。

教員からの働きかけ、あるいは友達からの働きかけなどによってこの解消が図られたところである。その方法としては、やはり電話連絡をはじめ、放課後に1人で学校に登校して直接対話をする、あるいは家庭を訪問するというものもある。これは担任だけではなくて、話しやすい教員が行っているということもある。先ほど関係機関の話もあったが、まずは学校の職員がこういった対応をしている。

また、令和2年度に関しては、この要因にやはり一つ特徴的だったのが、コロナ禍の影響によって、無気力、不安とも関連してくるが、学校に行きにくくなってしまったということがある。あるいは子供たち同士のネット上でのやり取りというのが、在宅時間が多くなったので、例年より多くなった。こういったところから誹謗中傷があったりということ、それからコロナ禍に対する差別や偏見などもあった。

こういったところから、それに対応するための授業プログラムなども組んで、分散登校時には確実にどの学校でも行ったり、あるいは定期的に差別や偏見に関わること、あるいはSNSの利用のルールについての確認などを行った。

これらの取組を通して、指導によって登校できるようになった子供の数が上がってきているということである。しかしながら、それでもまだ継続中のお子さんがあるため、今後も充実させる必要があると考えている。

長くなったが以上である。

教育長

よろしいか。

高柳委員

はい。分かった。ありがとう。

教育長

ほかにないか。

仲山委員どうぞ。

仲山委員

先ほど話に出た校内の別室登校の件だが、現在は、どのようにやっているのか。生徒あるいは児童が来たときにどのような内容で対応しているのか。

副参事

校種や学年、また、学校によっても少し違うところはあるが、例えば、水曜日の朝10時から12時までを別室登校の時間として、その中で教師が幾つかの課題を出す。そこで課題を解きながら、定期的に課題の状況を見に来て、採点や評価をしたり、また、今度の登校のことについて確認をしている。または、家庭で取り組んできたことを学校に持って来て見てもらうとか、ポイントポイントで教科の指導をするなど、やり方は学校や子供によって様々であるが、学校に来て一緒に活動するという時間を非常に大切にしている。

以上である。

仲山委員

先ほど、別室登校専任の教員を考えているというようなお話も出たが、それはどのくらい先になるのか。私の思いつきだが、常にそこに行くと先生がいて、月曜日から金曜日まで、いつでも対応してくれるというようなものが理想かと思うがいかがか。

副参事

今は、区内に適応指導教室が、光が丘と石神井にある。そこにわざわざ行って勉強するよりも、できれば校内、同じ学校の中で、そういった適応指導教室に代わる場所があって、そこで指導を受けられるといった形は一つの大きな魅力ではあるかと思う。しかし、場所的な問題、予算的な問題、人的な問題というところがあり、現状としては、今、校内にいる教員が手分けをしながら、時間をつくって対応している。仲山委員がおっしゃったような校内の専門の先生によるというところは、また今後、研究、検討していく課題であると考えている。

以上である。

教育長

ほかにはよろしいか。それでは、報告②番と③番については終了とさせていただきます。

教育長

それでは、報告④番の説明をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料を基に説明

教育長

ありがとうございます。ただいまの報告④について、ご質問、ご意見等があったら願います。
中田委員どうぞ。

中田委員

この調査を行うに当たって、対象は、以前に不登校を経験した方およびその保護者ということだが、先ほど言われたように、思い出したくない過去とかを聞くことになるということで、どこまで理解していただいてアンケートに答えてくださる方がいるのかと思う。

それは実施してみないと分からないと思うが、例えば、今、学校評価アンケートについて、QRコードを読み取って、簡単に5段階で評価していくというものがあるが、そういう形で全児童を対象にしてもいいのかと思っている。今現在、学校評価というものが、子供は楽しく学校に通っているとか、そういう簡単な質問だが、もう少し具体的に、現在、学校に行きたくないと言っているなど、そういう質問項目を、不登校に関するアンケートとして、全児童を対象にして、その中から、学校の中でどれぐらいの子供が行きたくない気持ちになっているかということ进行调查することも大切かと思う。

不登校、無気力、不安ということで、子供がやはり、家が居心地よくなってきているということを感じます。朝起きるところから、起こされるのも何か面倒くさく感じ、起きないでだらだらしていたい、家は居心地がいい、お母さんは仕事に行っていない、こんなすばらしい場所はないと思う。そこで学校に行かなくてだらだらする、それも数日だったらそういう日もあるのかと思うが、それがどんどん続いていくと、それも子供にとっては楽しいことだったりすると思う。特に、活発で元気で社会性のある子だったら学校に行きたくなるのかもしれないが、家にいるのが好きな子となると、それが意外と何でもないことだったりすると思う。

今現在の家庭状況の中で、保護者はきっとそういったことを把握していると思うので、今現在の子供たちのアンケートを取ってもいいのではないかというのが私の意見である。
以上である。

学校教育支援センター所長

中田委員がおっしゃるように、現在就学中であり、区立学校に通っていらっしゃるお子さんたち全体に対する調査も非常に大事だと思っている。

ただ、今回の調査については、今まで行ってきた区の不登校対策について事業検証も行っていきたいといった趣旨がある。不登校を経験したお子さんの中でも、学校教育支援センターで支援を行ってきたお子さんは調査対象のおよそ6割程度である。4割のお子さんについては学校教育支援センターでは関わられなかったお子さんである。そういったお子さんたちが、その支援を受けた、受けない、学校での支援を受けた、受けない、そういった経過の中で、今、高校へしっかり通えているのか、また、就職ができたのか、そういったことも含めて調査を行っていき、区の事業自体が、どういう事業であれば効果的に社会的な自立に向けての支援になっているのか、そんなことを見極めたいといった趣旨の調査にもなっている。

また、回収率なのだが、おっしゃるように非常に厳しい調査だと認識している。国が同様の調査について平成26年に報告しているが、このときの回収率は5.6%である。前回、令和2年にも同じような調査を国が行った際は、対象が若干異なり、在学中の不登校を経験したお子さんに対して行った調査で、学校を通じて提出をお願いしたが、やはり提出については小中あわせて9.1%といった回収率になっている。

ただ今回、不登校を経験したお子さんたちの中には、学校教育支援センター自身が長く支援をしたお子さんもいるし、そういった中では、国が行う調査よりはもう少し回収をしていけたらよいと考えている。

統計的に意味を持たせるという話になると、3割程度回収ができると大分意味を持った調査分析になるということだが、アンケート調査から事業検証しようとする、一つでもいい意見があればそれは事業に生かせる。回収率を頑張りつつも一つずつの意見を大事にしていきたい、そのように考えている。

以上である。

中田委員

この不登校に関する実態調査を否定的に思ったわけではなかったのが本当に申し訳ない。これはぜひやっていただきたい。あくまでも、これ以外の調査方法として、こういうのはどうかという私の意見だった。

坂口委員

今、回収率を伺って驚いた。平成28年度時点で15歳の子供が不登校だったとすると、今はもう20歳くらいである。保護者である親も一緒に、両方アンケートに答えることになるが、本当によい協力関係がないと、親は了承して書いても、おそらく完璧な回答を得るのは非常に難しいことかと思う。しかし、私もこれを始めると聞いたとき、対象はどうするのかなど様々聞いた覚えがあり、ここまで具体化し、回収率30%を目指してやっておられるということで、いい結果が出ればと思っている。

不登校を経験しながら社会人、もう成人になっている方たちがどういう状況にあるかということは本当に大きな調査の目的、結果が得られることではないかと思うので、ぜひ、成功を祈る。3割の報告書が出てほしいと思うし、大事なプロジェクトではないかと思うので、ぜひよろしく願いしたい。

教育長

ほかにないか。

高柳委員どうぞ。

高柳委員

私も坂口委員と同じ考えで、前からこの実態調査については説明を受けていたが、実態をきちんと把握して分析して、そして問題点を考えたり、今やっている方策が本当に有効なのかどうかということを検証していくことは本当に大切だと思う。今、学校教育支援センター所長からお話があったように、難しい調査になるかもしれない、また、時間

もかかると思うが、ぜひ調査を生かしていただきたい。今の不登校対策の有効性がかなり有効に出ているところもあるだろうし、もっとこういうことをやったらいいのではないかということを考えられるようになるかもしれない。ぜひ今後の不登校対策の充実を図るためにも有効な調査にしていいただければありがたいと思う。よろしく願います。

教育長

よろしいか。

ただいま委員の皆さんからご心配のご意見、激励のご意見を頂戴した。これを実施するに当たっては、先ほど学校教育支援センター所長が申し上げたとおり、昔の触れられたくない過去をどうしても考えて答えていただかなければいけないという、何分厳しい質問にもなる。そのため、実施に当たっては十分、保護者の方々、またご本人からご理解いただくとともに、今に至るも苦しんでいるお子さんがいる可能性が多分にあるので、そういうフォローも含めて相談支援を行っていく。

その当時やってほしかったこと、やってほしくなかったこと、今のやり方でよかったか、悪かったかも含めて、ご意見をいただきながら、今後の不登校対策の取扱いを行っていきたいと思う。

先ほど高柳委員から、校内フリースクールというお話もあったが、この結果等を十分踏まえた上で、今後の教育委員会の不登校対策に資していくようなことで調査させていただきたいと思う。また結果が出たときには当委員会でご報告させていただく。

教育長

それでは次に、報告⑤番をお願いします。

保育課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。報告⑤番についてご質疑等があったらお願いします。
よろしいか。それでは、報告⑤番については終わる。

教育長

それでは、報告⑥番の説明をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。報告⑥番についてご質問、ご意見等があったらお願いしたい。
どうぞ。

仲山委員

言葉の定義を教えてくださいが、定員のところに書いてある園則定員と預かり保育定員はどういう意味か。

こども施策企画課長

園則定員70人というのは、この学校法人ビクター幼稚園の、いわゆる教育時間における定員数という形になる。

預かり保育定員というのは、今回、この練馬こども園として、いわゆる9時間から11時間の預かり保育を行う定員の枠が10名という形となる。

仲山委員

申し訳ないが、園則定員のほうをもう1回教えてもらえるか。

こども施策企画課長

園則定員であるが、いわゆる教育時間において、3歳から5歳まで通われるが、そのいわゆる総数の定員という形になる。

仲山委員

ありがとう。

教育長

補足させていただく。まず、学校教育法第1条に、法律で、学校とは何をさすかが示されており、幼稚園、小学校、中学校などが書かれている。その第1条に関わっている幼稚園や学校については、設置をするときに認可を受けなければならないという決まりがある。そのときに、まず設置する、廃止する、設置者、いわゆるオーナーについて、個人から学校法人など主体を変更する、さらに収容定員に係る学則を変更するという4つの事項がある。その4つ目の収容定員に関わる認可事項である。そのため、ビクター幼稚園は70名という定員で幼稚園の運営が認可されている。これは例えば、建物が大きくなったり、小さくなったからといって自由に減らしたり増やしたりすることはできず、必ず認可を受けなければいけない。現在のところは練馬区がその権限を持っている。

他自治体においては、都道府県が持っている、制度上、東京都知事権限なのだが、東京都の事務処理特例条例という条例に基づいて、練馬区長に権限が移譲されている。

いずれにしても、変更するに当たっては、都道府県の私立学校審議会というところの審議を経て、認可して差し支えないという答申をもらわなければいけない。そのため、園則定員70名というのは絶対のもので、任意に変えるわけにはいかない。

そういうことで、幼稚園として運営するに当たっての定員は70名であること。ただし、練馬こども園として預かり保育をするのは、その70名のうちの10名ということで、10名については幼稚園の裁量、また、受入れ可能数によって上下させることはできる。しかし70名を上回ることはできないという内容である。

教育長

それでは、報告⑦番の説明をお願いします。

保育計画調整課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。

それでは、ご質疑があったらお願いします。

よろしいか。それでは、報告⑦番を終了する。

教育長

その他の案件について、1件ご報告があるため説明をお願いします。

青少年課長

お手元に、令和4年健やかカレンダーを用意させていただきました。こちらのカレンダーについては、全ての区民の皆さんが練馬区の青少年の健全育成について認識を深め、地域、学校および行政が一体となって非行行為を防止していくことを目的としている運動である。

この健やかカレンダーは、広く区民の皆さんに健やか運動をPRするため、区内の小中学生から募集した作品により作られている。こちらのカレンダーについては、区民に配布するとともに、健やか運動に協力していただいている店舗にお配りし、宣伝をしている。

今回、この応募作品は小学生1,769点、中学生1,507点の合計3,276点から選ばれた12作品を掲載している。こちらの配布については、ねりま区報12月1日号で一般配布のお知らせをする。

なお、応募作品のうち、入選作品240点の原画展を練馬区役所1階アトリウムで12月21日から来年1月6日まで開催する。こちらについては、12月11日号の区報でご案内する。

報告は以上である。よろしくをお願いします。

教育長

これについてよろしいか。毎年夏休みの課題として募集しているものである。

それでは、事務局のほうでご用意した案件は以上であるが、委員の皆様方から何かあったらお願いします。

仲山委員どうぞ。

仲山委員

少々教えていただきたいのだが、先週の土曜日、開進第四中学校に行ってもICT教育の現場を見させてもらった。全ての授業でICTを使った授業を行っていたが、これは

公開授業ということでICTを使ったものを積極的にやったのか、普段からもあのよう
に使っているのかということについて伺いたい。

教育施策課長

日頃からICT機器を使った授業というものは、各小中学校で取り組んでいる。委員
にもご見学、ご参加いただいたわけだが、あの公開授業では、できるだけ多くの方に見
ていただきたいということで、どの授業でも何かしらの機器を使った授業構成を先生方、
学校のほうでご検討いただいて行っていただいた。そのため、日頃の様々な教科の取組
の中で、あれが日常で、あれと全く同じかと言われると、公開授業でより多くの方にご
理解いただきたいということで、集中的に少し取り組んだというところがある。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

よろしいか。

仲山委員

はい。

教育長

ほかにないか。

それでは、第22回教育委員会定例会を終了する。